

雇用関連税制の選択適用について

平成 25 年税制改正により、個人の所得拡大を目的とした所得拡大促進税制が創設されました。また、同様の制度で既に施行されている雇用促進税制については、税額控除額が拡充されることとなりました。

制度の概要

◎所得拡大促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において以下の要件を満たした場合、増加した給与等支給額の 10%を税額控除することができます。（法人の役員等一定の者に対する給与等は対象外です。）

①給与等支給額が基準事業年度よりも 5%以上増加していること

※基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

例：3 月決算の場合→平成 25 年 3 月期

2 月決算の場合→平成 26 年 2 月期

②給与等支給額が前事業年度よりも上回っていること

③1 人当たりの平均給与等支給額が前事業年度よりも上回っていること

また、雇用促進税制と異なり、事前の手続きは不要となっており、事業主都合の退職者がいた場合でも適用可能です。

◎雇用促進税制の拡充

雇用促進税制とは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、雇員数が 5 人以上（中小企業者等については 2 人以上）かつ増加割合が 10%以上など、一定の要件を満たしている場合に税額控除が受けられる制度です。

平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度から下記のように改正になりました。

	改正前	改正後
税額控除	一人当たり 20 万円	一人当たり 40 万円

改正後も、事前の手続きが必要なことや事業主都合の退職者がいないことが要件となります。

※どちらも、控除税額は法人税額の 10%（中小企業者等は 20%）が限度となります。

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

所得拡大促進税制と雇用促進税制の選択

所得拡大促進税制と雇用促進税制は重複適用が認められていない為、選択適用をする必要がありますので、それぞれ適用の可能性のあるケースを検討することとなります。

◎所得拡大促進税制適用の場合

昇給や、新規雇用などによる給与等の増加がある場合に適用が考えられます。新規雇用による給与等の増加がある場合、雇用促進税制の要件も満たす可能性がありますので、どちらが有利となるか判定が必要となります。例えば、基準事業年度の給与等の額が「1 人あたり 500 万円×50 人＝25,000 万円」であった場合、翌年度に 1%の給与増と 5 人の新規雇用を行うと「1 人あたり 505 万円×50 人＋500 万円×5 人＝27,750 万円」となります。この場合の税額控除額を比較すると、

・所得拡大促進税制→ $(27,750 \text{ 万円} - 25,000 \text{ 万円}) \times 10\% = 275 \text{ 万円の税額控除}$

・雇用促進税制→ $5 \text{ 名} \times 40 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円の税額控除}$ となり、所得拡大促進税制を選択した場合のほうが有利となります。

◎雇用促進税制適用の場合

新規雇用の増加が要件となりますので、新規事業の立ち上げや、新たな店舗出店の計画等、雇用拡大の予定がある場合に適用が考えられます。この制度は、事業年度開始日から 2 ヶ月以内にハローワークへ届け出を提出していないと適用することができませんので、少しでも新規雇用の見込みがある場合には、事前の検討が必要となります。

まとめ

二つの税制はどちらも税額控除となる為、黒字で税額が発生していないと適用を受けることができませんが、順調に利益を上げていて従業員の給与アップや雇用拡大を計画している企業にとっては、節税メリットを享受することができますので、事業計画の一環として検討されてみてはいかがでしょうか。（文責：大草）

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp